

広島県告示第八百五十六号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和六年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第五百一号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	東の池外一箇所（別表一のとおり）	

告示番号	令和二年広島県告示第千八十八号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	中森上池外二箇所（別表一のとおり）	

告示番号	令和三年広島県告示第六百号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	平川池（一）外八十二箇所（別表一のとおり）	

告示番号	令和三年広島県告示第九百三十四号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	岩岡池外二箇所（別表一のとおり）	

告示番号	令和五年広島県告示第百三十五号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	
広島県東広島市	迫谷池（バイシ池）外二箇所（別表一のとおり）	

告示番号	令和五年広島県告示第六百二十九号	
所 在 地	特定農業用ため池の名称	

広島県東広島市

兼森池2号外十一箇所（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局
ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。